## 登録検査機関として

需要喚起を促進

研究所は、 中核を担う㈱CRC食品環境衛生 大気検査、 **須績を誇るCRCグループ。** 同社は2015年6月に試験所 衛生検査を受託し続けている。 日本ト 環境保全分野で高精度 主に食品検査や水質 ップクラスの各種検査

造している事業者については、

校正機関に対する国際規格「IS **/IEC17025」認定を取** 

に登録され、 18年2月には食品衛生法に 「厚生労働省登録検査機関 輸入品などの命令検

託している。 道法20条の水質検査登録」と合 査や収去食品などの試験業務を受 同社は2つの登録検査機関 すでに認定済の

受託を開始。

くるみ以外の食物ア

レルゲン検査ほか、

特定原材料や

示義務となる特定原材料に「くる に指定されている。 今年3月9日には が改正され、 が追加。 今回の改正では、 加工食品 食品表示基

> ことを受け、 務に格上げされることとなった。 去9年間で10倍に急増してい るみによるアレルギー 原材料にくるみを含む食品を製 表示推奨から表 の症例が

ければならない。 まで)以内に表示ラベルの切り の定量、定性、 日以降は加工食品への表示をしな えを行う必要があり、 過措置期間(令和7年3月31 簡易検査3種類 同社ではくるみ 同年4月1

それに準ずる食物アレルゲンの 厚生労働省の登録と国際規格認定 な需要喚起を促し、さらなる業績 サービスを提供することで新た 業容拡大を図っていく。 質の高

に基づく信頼性を背景に、

とんどが検査可能という。

## 食物アレルゲン検査

## アレルギー表示の義務項目に くるみが追加されました

弊社では、特定原材料をはじめ各種食物アレルゲン検査を受託しております。 食品表示対策やコンタミネーションリスクの確認として、ぜひご利用ください。

「くるみ」 追加※ (消費者庁通知)

## 特定原材料(8種)

表示義務が あるもの





















※食品表示基準の改正に伴い、「くるみ」が義務表示となる「特定原材料」に移行(2023年3月9日施行:2025年3月31日まで経過措置)

厚生労働省登録検査機関(食品衛生法・水道法)



〒813-0062 福岡市東区松島5丁目7-6 TEL:092-623-2211 FAX:092-623-2212

佐賀営業所 〒840-0023 佐賀市本庄町袋131-16 長崎営業所 〒852-8002 長崎市弁天町1-21 諫早営業所 〒859-0405 諫早市多良見町中里129-9

TEL 0952-27-0831 TFI 095-864-7027 TEL 0957-28-5031





水質検査/環境計量証明事業に関する検査/食品検体検査に関する業務/温泉分析に関する業務/食品工場・厨房内等の衛生調査/作業環境測定に関する業務